平成２７年（フ）第７００号
東京都福生市大字熊川524番地１サンフローラ201号室
債務者　藤井　明美
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４１９号
静岡県榛原郡吉田町片岡2284番地の５　吉永２号
債務者　新村　富雄
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月９日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２２号
静岡市清水区江尻町１番１―405号、旧住所静岡市清水区宝町７番８号
債務者　石垣　紀子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月９日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３６号
静岡市葵区安東３丁目20番31―103号、旧住所静岡市駿河区豊田２丁目４番10―106号
債務者　黒岩　竜馬
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月９日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１０号
長崎県佐世保市上本山町864番地（上本山住宅２棟301号）、前住所福岡県福岡市東区香椎駅東３丁目15番７―203号
債務者　原田　麻衣
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第４１１号
静岡市葵区羽鳥７丁目12番38号
債務者　山口　　純
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８号
熊本県天草市本渡町広瀬452番地２
債務者　田口　　恵（旧姓山川・久保）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月９日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第７６４８号
東京都江東区北砂１丁目３―１―604
債務者　菊地タミ子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６５４号
東京都品川区南品川２丁目14―６―306
債務者　下里　明美
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３９号
東京都八王子市大楽寺町159番地２平野ビル202号
債務者　篠原　和子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４３３号
静岡市葵区柚木105番地　メゾン柚木201号
債務者　本間　　泉
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

免責許可決定

平成２６年（フ）第９０３号
千葉県船橋市前貝塚町867番地９
破産者　笹　　幸子
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３４２号
千葉市緑区おゆみ野４丁目18番地２　コーポおゆみ野202号
破産者　山下　　一
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３５３号
千葉市緑区誉田町１丁目368番地１　ハイムラフォーレ101号
破産者　内山　敏之
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３５９号
千葉市花見川区千種町76番地　マンション千種101号
破産者　飯塚　康浩
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３７０号
千葉県船橋市上山町１丁目156番地１　ベルグプレシャデス船橋216号
破産者　大開　潤子（旧姓大久保）
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３７５号
千葉県船橋市東中山２丁目２番９号　ロフティクマカワ106号
破産者　小川　　潤
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係